

委員提出資料

目 次

- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P . 1
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P . 3
- 月本 喜久 委員提出資料 . . . P . 8
- 三日月 大造 委員提出資料 . . . P . 10
- 水谷 豊三 委員提出資料 . . . P . 12
- 宮田 裕司 委員提出資料 . . . P . 15
- 望月 昌幸 委員提出資料 . . . P . 16
- 森田 信司 委員提出資料 . . . P . 17
- 山内 五保子 委員提出資料 . . . P . 18
- 戸巻 聖 専門委員提出資料 . . . P . 20

第 63 回子ども・子育て会議意見書

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
理事長 奥山千鶴子

出産・子育て応援交付金について

コロナ禍で、もともと孤立しがちだった妊娠・出産期から就園前の子育て家庭が、親族等の支援を受けられずに夫婦のみでやりきる家庭が増加しています（図 1）。

すべての妊娠・出産期から就園前の子育て家庭に、地域が応援しているメッセージを届けていくことが何よりも大切です。現状では、利用期間が限定されていたり、すべての家庭が利用できないサービスや事業がまだまだ多く、最初から利用をあきらめている家庭がみられます。

従いまして、今回新規事業として行われる「出産・子育て応援交付金」に関してはたいへん期待をしていますが、以下の点については危惧しておりますので、よろしく願いいたします。

① 地方自治体の創意工夫が横展開できるのか

☞ 是非、将来を見ずえた体制整備につながるようきめ細やかな都道府県、市町村への説明とバックアップをお願いします。

② 産前・産後ケア事業、産前産後ヘルパー派遣等家事支援、一時預かり事業等のサービスがすべての家庭に届くのか、希望すれば利用できるのか

☞ 支援メニューが希望するすべての子育て家庭に届けられ、「使えない」「予約ができない」「対象にならない」とならないよう、サービスの量的拡充につながるようお願いします。

③ 上記サービスや事業の質的向上のための事業費拡充、研修機会の確保が図られるのか

☞ 地域子ども・子育て支援事業は運営費が十分ではありません。十分な運営費を捻出するためにも自治体を取り組みやすくなるよう、自治体負担割合の軽減をお願いします。そのためにも将来に向けての安定的な財源確保が必要です。

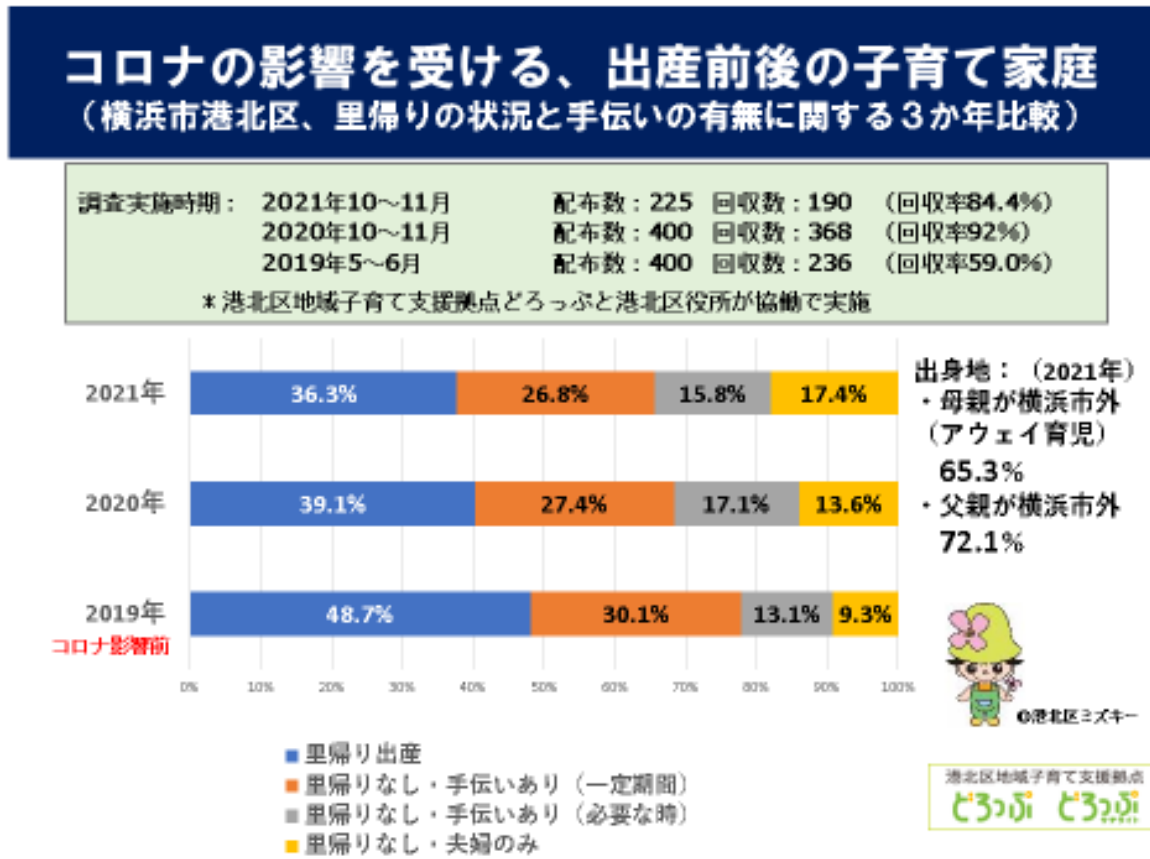
④ 伴走型支援と経済的支援がしっかりかみ合うのか

☞ 伴走型支援の面談は、安心して過ごし、相談ができる環境整備が必要であるとともに、話を聴く（相談を受ける）ことができる職員が対応する必要があります。長年、利用者対応をしてきた地域子育て支援拠点の職員、相談と地域支援を担う利用者支援（基本型）事業専門員等が活躍できるよう、伴走型支援と経済的支援が効果的に機能する好事例の普及啓発が求められます。

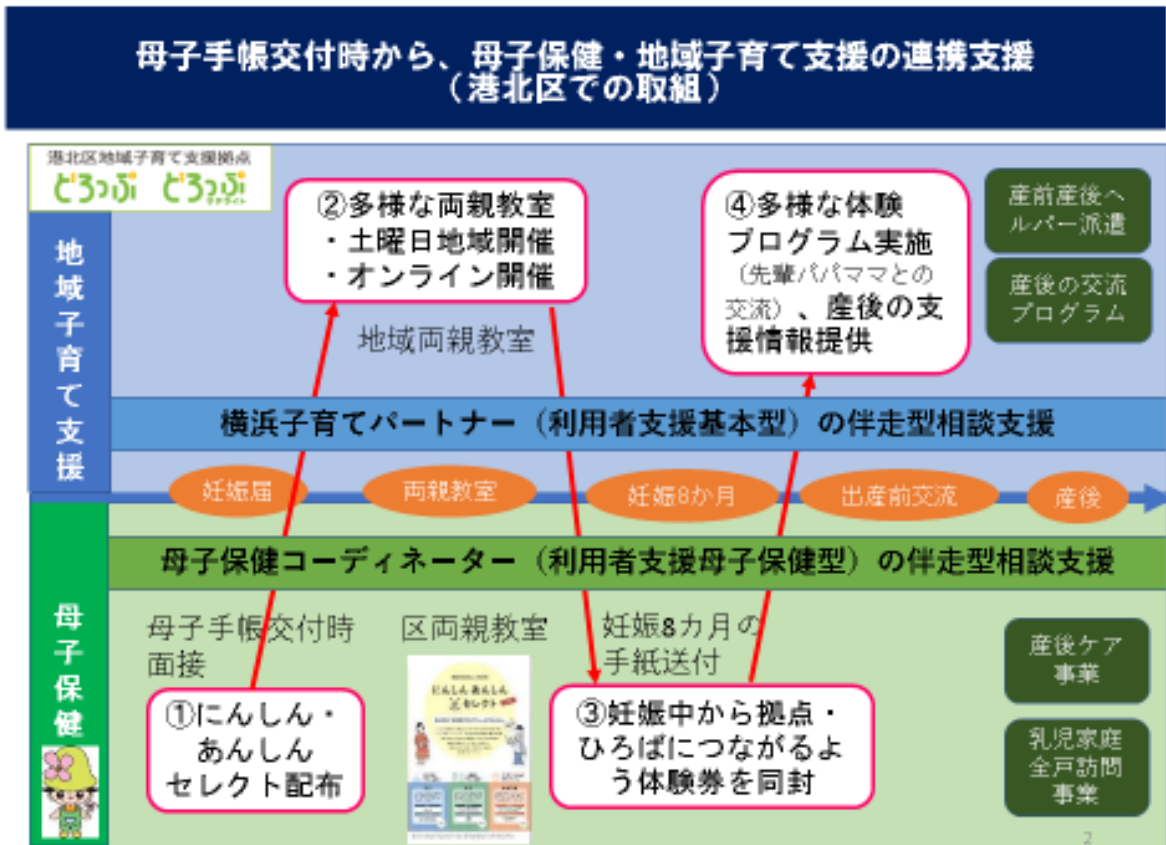
⑤ 母子保健と地域子ども・子育て支援事業との連携・協働は進むのか

☞ 妊娠期からの切れ目ない支援や伴走型支援は、母子保健と地域子ども・子育て支援事業の連携・協働が不可欠です（図 2）。行政の縦割りを排して、子どもと家庭をまんなかに据えた体制整備をお願いします。

(図1) コロナの影響を受ける、出産前後の子育て家庭



(図2) 母子手帳交付時から、母子保健・地域子育て支援の連携支援



2022年12月8日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 会長
医療法人社団パール 理事長
駒崎弘樹

意見書

◎保育士の柔軟な働き方を可能にし、保育人材確保を後押しして下さい。

- 令和4年4月の保育士の有効求人倍率は1.98倍で、全職種平均の1.17倍と比べると、依然高い水準で推移しています。保育園は慢性的に人手不足で、特に常勤保育士の採用難が続いています。さらにコロナ禍により、今まで以上に厳しい状況になっています。
- その理由として、早朝や遅番勤務もあり家事育児との両立が困難であることなどが挙げられます。またコロナ禍では、在宅勤務などの柔軟な働き方ができない仕事が敬遠されるなどの実態があります。
- 一方、保育士登録されているが保育施設等で従事していない「潜在保育士」は、2018年時点で95万人¹おり、その数は年々増加しています。
- 株式会社野村総合研究所による2018年の調査²では、
 - 潜在保育士のうち約6割が今後保育士として働く意欲を持っていること
 - 就労意欲を持つ潜在保育士の3人に2人は、働く上で「勤務時間や勤務日など希望に合った働き方」を最も重視していることがわかりました。

¹ 保育士の現状と主な取組（令和2年8月24日）P22 保育士の登録者数と従事者数の推移
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000661531.pdf>

² 潜在保育士の6割が保育士として就労を希望～「勤務時間や勤務日など希望に合った働き方」を最も重視～
<https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/1st/2018/cc/1003>

- 厚労省の調査³でも、過去に保育士として就業した者が再就業する場合の希望条件として、「勤務時間」「勤務日数」が上位にきています。
- 常勤保育士を確保するためには、保育現場で、保育士のニーズに合わせた多様な働き方を選択できるようにする必要があります。
- しかし、現在、常勤保育士の多様な働き方が認められていません。
- 厚労省では「1日6時間未満又は月20日未満勤務」の保育士を短時間勤務の保育士としています。よって、多くの自治体では、常勤保育士を「1日6時間以上又は月20日以上勤務」と解釈して運用しています。「1日8時間 週4日（月16日）」勤務する人がいた場合、「1日6時間 週5日（月20日）」の人よりも合計勤務時間は多くなるにも関わらず、前者は常勤保育士とみなされません。
- 今年10月には、大手保育事業者が週休3日（週4勤務）の正社員の導入を始めましたが、週休3日では常勤保育士の要件を満たさなくなることが課題となっています。
- 2022年の「骨太の方針」⁴においても、多様な働き方の推進を目的とし「選択的週休3日制度」の普及を図ることが示されています。
- 保育業界においても、多様な働き方を推進し、保育人材の確保を後押しして下さい。
例えば、自治体に向けて「常勤」の定義を改めるように以下のとおり通知を出してください。
現在：1日6時間以上かつ週5日（月20日）以上
→変更後：月120時間以上

³ 保育を取り巻く状況について P53 過去に保育士として就業した者が再就業する場合の希望条件（複数回答）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000784219.pdf>

⁴ 経済財政運営と改革の基本方針 2022

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf

◎保育所で子ども食堂等が実施できるよう、ガイドラインを作成し、保育園の多機能化を推進して下さい。

- 保育所保育指針において、保育所は、通所している児童の保育を行うだけでなく「地域の子育て支援の拠点」としての役割を担うこと⁵とされています。厚生労働省は、自治体に対し「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）⁶」を発出し、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった福祉分野を取り巻く状況が変化中、包括的な支援を提供する仕組みを推進していくため、福祉サービス事業所等を活用することとしています。そして、その例として、「保育所等の空きスペースを活用して、地域の子育て世帯等が集う場等を設ける」ことを挙げています。



- それにも関わらず、在園児の保育に関わることを以外の活動に対し、自治体は、「目的外使用に該当する」として、保育所を通常の保育以外で利用することに懸念を示したり、厳密な別管理を求める等、保育園の多機能化を阻んでいます。
- 例えば、保育所はキッチンもあり、子どもにとって安全な環境もあることから、地域の孤立しがちな親子に対し、子ども食堂を行うのに大変適しています。実際に、某市において認定NPO法人フローレンスが「ほいくえん子ども食堂」を行ったところ、非常に反響があり、母子生活支援施設入居者を含む、地域の多くの親子にご利用いただいています。

⁵ 保育所保育指針 第1章 1ー(1)ーウ https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1

⁶ 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）P1, P9 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/134594.pdf>

- しかし、別の自治体で同様に子ども食堂を実施しようとしたところ、保育所の運営に係る補助金の対象ではないという判断のもと、保育施設の調理室を使用することに懸念を示されたり、調味料や光熱費を保育園運営と厳密に分ける等の非効率な運用を求められています。
- 保育所が、在園児だけでなく地域に向けて開かれることで、孤独と孤立に陥りやすい無園児家庭等ともつながるきっかけになることが期待できます。
- また、大半の保育所は、日曜日や土曜日夜は使われておらず、平日にも、使っていないスペースを抱える保育所は少なくありません。アイドリングしている保育所内スペースを、地域のNPOや習い事の先生、親グループ等に貸すことができれば、保育所がコミュニティの結節点になっていく未来が描けます。
- 地域の社会資源として保育所の活用を推進するため、ガイドラインを作成してください。上述の通知は、広く福祉サービス事業所の多機能化についての発信であり、自治体の認知も高くありません。保育所は様々な親子のための施設であり、入所している子どもとその保護者のみならず地域のすべての子どものために活用すべきです。自治体が保育所の活用を前向きに検討できるよう、保育所の多機能化に特化したガイドラインを作成してください。

◎保育所の人員配置基準を見直してください

- 2022年11月に大阪府岸和田市で、保育所に送り届けるのを忘れられた2歳の女児が、父親の乗用車内で死亡したことを受け、小倉こども政策担当大臣は会見で「保育園の方で登園管理をしてくだされば救えた命だと思っている。園の責任は重い」と述べられました。
- 登園時の出欠確認を確実に行う、ふだんの登園時間を過ぎても子どもが来ない場合は保護者に電話で確認する等、園が定められた手順を遵守していれば、防げた事案であることは事実です。
- しかし同時に、大臣は会見で、保育所などの現状について「かなり人繰りが大変で、ご苦労されているという認識だ。担当大臣として現場の人員に余裕が出るようしっかり要望して、少しでも現場の負担が軽減できるよう努力を続けたい」とも述べられました。

- 現在、日本の保育所で1人の保育士が見る児童数は、海外と比較しても多すぎであり、きめ細やかな保育を行える状況とは言えません。特に、3歳児配置改善加算は導入されたものの、人員配置基準として3歳児は1人の保育士が20人、4歳以上児は30人となっていて、目を行き届かせるのは非常に困難な児童数です。

人員配置基準（保育士1人当たりの年齢別児童数）

	日本	英国	ドイツ (ベルリン)	ニュージーランド
0歳	3	3	3.75	5
1歳	6	3	3.75	5
2歳	6	4	4.75	10
3歳	20	13	9	10
4歳以上	30	13	9	10

- ⁷さらに、子ども子育て新制度施行後、保育の記録、保存書類の作成、会計処理財務諸表への対応、第三者評価、請求業務、各種契約業務、監査対応など事務処理が明らかに増大し、保育所の職員の負担は増すばかりになっています。
- 今後このような悲しい事故を起こさないためにも、保育現場の負担軽減が必要です。1人の保育士が見る児童数を少人数化し、安全で質の高い保育を提供できるように、人員配置基準の見直しを行ってください。
- また、事務量増加に対する正規職員雇用補助や専門家に委託できる補助の創設や、事務量を減らすための対行政書類の抜本的な簡素化、押印必要書類の削減、巡回指導や監査の改善も行ってください。

⁷（日本の人員配置基準について）「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第33条第2項（海外の人員配置基準について）株式会社シード・プランニング「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会（保育の質に関する基本的な考え方や具体的な捉え方・示し方に関する調査研究事業）報告書」（平成31年3月29日）<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>

全日本私立幼稚園 PTA 連合会
会 長 月本 喜久

こどものバス送迎・安全徹底プランに関して

バスにクラス担任などの保育者がローテーションで乗務している園が多いと思われませんが、バス添乗の専任者を配置していただくことが、乗務の間違いを防ぎ且つ保育者の業務を重ねて増やさないことにつながりますので専任者が配置できるようにしてください。

こどもの見守りタグ(GPS 等)の導入支援に関して

園児の動きは多様で変則的な場合もあります。子どもの所在確認は通園バスの乗降時だけではなく、常時必要なことであると思いますので、GPS タグの活用は是非進めてください。

またこの費用は導入時の初期費用だけでなく、月々の運用に係る費用が保護者の負担にならないようご配慮ください。

3 歳未満児の在宅乳幼児の子育て支援について

一時預かり事業幼稚園型Ⅱの市町村導入促進だけでなく 3 歳未満児の在宅乳幼児の子育て支援は、私学助成幼稚園と施設型給付幼稚園も含め、認定こども園や保育園等すべてに展開してください。そして無園児と言われる家庭の利用がしやすくなるようにしてください。在宅の 3 歳未満児家庭には子どもと共に幼稚園に行くことを望むケースも多く、且ついわゆる「ママ友」などの子育て家庭の絆づくりにも効果的です。すべての乳幼児施設の利用ができるようにしてください。

3 歳未満児の在宅乳幼児の子育て支援は、幼稚園、認定こども園、保育所等どの施設においても広く行われていることが望ましいです。在宅の 3 歳未満児家庭は子供とともに登園することを希望するケースも多いです。また、ママ友など子育て家庭同士の絆づくりは各家庭の孤立化を防ぐことにもなります。

施設類型にかかわらず、すぐ近くの園がそういった活動を実施しているということが重要であり、国におかれては各園の子育て支援活動を下支えするような施策をお願いします。

出産・子育て応援交付金の「伴走型相談支援」に関して

出産前から自宅の近所に相談できる場所として、幼稚園や保育園・認定こども園等があることは大変ありがたいことです。伴走型の子育て支援は自宅に近い場所が大変助かり、且ついずれ就園する施設であれば一貫性をもって子育てを支えていただけるものと感じます。

幼稚園・保育園・認定こども園等が利用できる態勢づくりと共に、伴走型相談支援ができるスタッフの養成プログラムも充実してください。

保育所等という表記について

前回、水谷豊三委員からの意見にもありましたが、「保育所等」という表現は私たち一般市民には施設全体像が見えにくい表記です。幼稚園・保育園・認定こども園等という表記に変えてください。利用する子育て家庭側として、それぞれの支援やサービスがどの施設を対象としているか明確であることによりアクセスがしやすくなりますので、よろしく願いいたします。

第63回 子ども・子育て会議 意見書

滋賀県知事 三日月 大造

1 公定価格のさらなる改善

- 国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費が令和元年度以来増額改定されるが、人事院勧告に準拠した改善に加え、さらに、保育士等が将来に希望が持て、保育職場に定着できるために、仕事の内容に比して適正な水準まで処遇改善が行われるよう、今後も継続的に検討いただきたい。
- さらに、処遇改善等加算Ⅰの基礎分は、平均経験年数が10年以上は一律に12%となっており、現場の実態に合致しておらず、県内の民間施設から上限の見直しを求める多くの声を聴いている。
- 保育人材の確保および資質の向上に向けては、保育士等が継続して働くことが重要であり、そのためには、経験年数に応じた加算の仕組みが必要である。

2 地域区分の改善

- 地域区分について、令和2年度から国家公務員等の地域手当の設定がある市町村についても、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げ措置されたところ。
- しかしながら現行の制度では、隣接地域や同一生活圏を構成する周辺地域との地域区分格差が大きく、地域の実情を十分に反映しておらず、隣接する市町村との間で運営費収入に大きな差が生じるなど、本県においても保育人材の確保に支障をきたしている地域もある。
- 地域区分の在り方については、地域によって実態が様々であるため、地域間の物価水準の考慮や生活圏域の重なる隣接地域の格差が生じないような見直しや経過措置の将来的な取り扱いも含め、地方自治体の声も踏まえながら引き続き検討していただきたい。

3 幼児教育・保育の質の向上と安全確保

- 本県においても、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を行ったところであるが、そこでお聞きした「ヒヤリハット」事案等も含め、教育・保育施設等における事故防止に資する資料として、分かりやすい「事故防止対策パンフレット」の作成に取り組んでいるところ。
- 実地調査ではハード面の安全対策のほか、子どもの健康等の状態を敏感に把握し、きめ細かに子どもたちの安全に気を配ることのできる職員配置が必要との声もお聴きしており、保育の「質の向上」として事項要求が行われている1歳児および4・5歳児の職員配置の見直しについて、安全確保の観点からも早急に実現されたい。

4 出産・子育て応援交付金制度

- これから結婚し、子どもを育てようとする若い世代にとっても将来の安心につながるよう、恒常的で安定的な制度として構築いただきたい。
- なお、その場合は、地方に過度な負担を生じさせることなく、国においてしっかりと財源確保の方策を検討いただくとともに、伴走型相談支援に必要な人材の確保・育成について地方の取組への支援をお願いしたい。

第 63 回子ども・子育て会議 意見書

全日本私立幼稚園連合会
政策委員長 水谷 豊三

こども家庭庁の創立に対して就学前の子どもの健やかな成長のための環境確保及び家庭における子育て支援に関する事務を所掌し、幼稚園、保育園、認定こども園、家庭、地域を含めた取り組みを行っていただくという点で大いに期待しております。

従来、子育て支援については、まずは保育所 認定こども園といった福祉施設が担い手として扱われてきた印象があります。幼稚園は学校教育としての幼児教育を行っていますが、幼稚園に入園を希望される多くの未就園児の子育て支援についても、様々な支援を積極的に取り組んでまいりました。幼稚園が教育施設という点のみでくくられないよう、子育て支援と教育を統合した施設としての理解いただき、政策の検討をお願いします。

◆公定価格の検討について

主任保育士専任加算について（認定こども園における主幹保育教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施してない場合の減算も含む）

平成 27 年より子ども子育て 3 法が始まりましたが、本年度より育児休業制度も整備され従来の保育に対するニーズも変化しています。現在、主任保育士選任加算の要件は、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が 3 人以上入所している施設、障害児が入所していることが挙げられています。一方で、育児休暇制度も確立し政府として育児休暇を促進しているという実態があり、要件を満たすことが難しい状況があります。制度や時代の変化に即し、乳児が 3 人以上入所している施設という要件は除外するよう要件緩和をしてください。

2・3 号単価の分離

無償化になり、年々認定こども園において 2・3 号認定希望者が増加しています。1 号児数が減少し、2・3 号児の利用定員が増加し続けると、施設全体の収入が下がります。その中でも、特に、中規模・大規模園は、より増加する 2 号認定希望児すべてを定員に含めると、3 号認定児も含めた単価が下がり、結果として大幅に施設全体の収入が下がります。

その理由から 2 号定員枠を増やせず、新 2 号対応をとる認定こども園があります。もし、希望する 2 号児を全て受け入れるとなると、施設給付額

が減少し、その差額を賄うために、特別徴収として保護者に負担を求めざるを得なくなります。

今後ますます2・3号児の利用者が増える傾向のなか、今回の公定価格の組み立てを見直す際に、現在の2号・3号の総数での公定価格から、2号と3号別々の公定価格にしてください。

こどものバス送迎・安全徹底プランについて

有識者・先進自治体のヒアリングにまとめられた有識者からの主な提案は、まったくその通りだと思います。

安全管理マニュアルに沿った人員配置の検討

園児の所在確認の必要性は議論の余地はありませんが、降車時のみならず園児の所在確認は届の無い欠席児に確認取れるまで何度も電話を掛ける、二人の保育者によるダブルチェック等、安全確認に時間と人員が取られてしまっており、肝心の保育に支障をきたす事になっています。更に専任の安全と所在を確認するための専任の人的配置が更に必要ではないでしょうか。

安全管理マニュアルに沿った人員を配置するための人件費措置をお願いします。

クラクション活用への懸念

運転席は運行に関する操作機能が集中しており、キーがついている場合、エンジンがかかっている場合は、危険な事案がおきることも想定されます。また、キーがついていないとクラクションが鳴らない(エアホーン型など)タイプもあります。

報道等で啓発されていますが、必要以外にも運転席に園児が入ったりすることも想定されますので、留意事項の啓発を国から発出されては如何でしょうか。運転手の中には、運転席は危険もあるため同意しにくいと考える方もおられますのでよろしくお願いいたします。

こどもの見守りタグ(GPS)の導入支援について

バス送迎時だけでなく、地震・火災等の災害時・園内で所在不明時・園外保育時など多様な場面での所在確認にGPSタグは大変有効であると思われれます。導入支援には保育者が扱いやすい、操作のわかりやすい機種を選定と、今後導入する上で保護者の負担にならないよう、ランニングコストを含めたGPS加算の創設もお願いします。

「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」の促進について

幼稚園型 は導入自治体が少なく、子育て 13 事業のひとつでもありませんが、質問に回答した 643 自治体の約 80%が導入の予定なしと答えています。1・2 歳児を主とした無園児対策は、今後の子育て支援で保育ニーズが高まると考えられます。国から各基礎自治体に導入の積極的な啓発をお願いします。また、私立幼稚園の実施上の課題に補助額が不十分で運営費が賄えない、0～2 歳児を預かるための保育室等の改修が金銭的に困難であるという回答が上位に上がっています。一時預かり事業幼稚園型Ⅱの開設費用の補助増額をお願いします。

出産・子育て応援交付金の「伴走型相談支援」について

伴走型子育て支援は、少子化の時代に求められる心強い支援です。フィンランドのネウボラをイメージするような支え方を担っていくために、面談の実施期間・実施者に民間の幼稚園・保育所・認定こども園がかりつけ機関を担いつつ、活用していくことが有効であると考えられます。

前回月本委員の発言にもありましたように、子育ての情報交換やママ友作り、父親・両親交流ができる身近な施設としての役割をずっと幼稚園が担ってきています。

是非とも、妊娠期・子育て期の支援サービスの拠点としての幼稚園の機能や実績に目を向けていただき、幼稚園も含めて実施しているすべての施設が伴走型相談支援の担い手として、必要な支援サービスを子育て家庭に届けられるよう予算化をお願いします。

また、その担い手を育成するプログラムを各自治体、特に基礎自治体に周知を徹底していただき活発に実施できるよう、一層のサポートをお願いします。

令和4年12月8日

第63回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 職員配置基準の抜本的改善について

令和元年度の経営実態調査でも明らかになっているように、認定こども園等では、経営努力により、配置基準よりも多くの職員を配置しており、現場の状況と配置基準とが乖離している。更なる保育の質の向上と、子どもたちの安心・安全の担保、そして保育者の研鑽と働き方改革を実現するためにも、懸案事項となっている0.3兆円超の質の向上メニューを早急に実施した上で、さらなる配置基準の抜本的な改善を進めて頂きたい。

2. 更なる財政措置による処遇改善について

令和5年度における、処遇改善加算の平年度化について感謝申し上げます。しかし、未だ、保育従事者の賃金は、全産業平均と月額5万円程度の格差がある。骨太2022で記載されている「職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がるよう、更なる財政措置による処遇改善を実施して頂きたい。

また、処遇改善加算にかかる事務負担が煩雑化している状況となっている。処遇改善加算の一元化、申請及び報告事務の簡素化、法人裁量の拡大等を図って頂きたい。

3. 物価高騰に対する公定価格の算定根拠の見直しについて

公定価格における基本分単価内の物価変動等は2年間前の状況が反映されていることは承知をしているところである。しかし令和4年度における物価高騰は大変深刻な状態であり、電気、ガス等の燃料費や給食費等の高騰は令和5年度も続くことと思われ、今以上に事業経営が圧迫されることが予想される。現在、自治体に対する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、認定こども園等にも支援頂いているところであるが、十分ではない。今後ますますの物価高騰が予想される中、令和5年度の公定価格の基本分単価に令和4年度の物価上昇分を早期に反映頂きたい。

以上

令和4年12月8日

内閣府

子ども・子育て会議 御中

第63回 子ども・子育て会議

公益社団法人 全国私立保育連盟
常務理事 望月昌幸

この度の一連の保育に纏わる事件・不適切な事例について当連盟より以下の内容にて、メッセージを
発信しました。

令和4年12月5日

全私保連 地域組織代表者 各位
全私保連 会 員 各位

公益社団法人 全国私立保育連盟
会長 川下 勝利

保育所・認定こども園における事件・不適切事例等について

日頃より全私保連地域組織、会員各位におかれましては、全私保連事業活動に一方ならぬご協
力を賜り感謝申し上げますとともに、地域の保育の充実へのご尽力に深く敬意を表し申し上げます。

この度の一連の保育に纏わる事件・不適切な事例については、現場の日常の保育の中で子ども
の健やかな育ちを支えている皆様と同様、深く心を傷め憂慮をいただいているところです。

全私保連として、あらためまして今回の事案による不安を解消するため、保育所等の職員の皆さ
まで保護者の方々とも含めコミュニケーションを密にされ、現場での課題の共有をはかり、保育に活
かされることを望みます。また園児ひとりひとりが尊重されるために、その思い・意見を一番身近で
受け止められる保育士等が園児の安全・安心を保障する立場にあることを確認したいと存じます。

全私保連の会員の皆さまには、地域の子育て拠点としての役割が各方面から期待されています。
保育所等が地域社会の信頼を高め、保育の意義を社会に広めてゆくためにも全私保連として取り
組みを進めてまいりますので、地域組織、会員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上

子どもの命を守り、 最善の利益を保障する保育所・認定こども園等であること

「こどもまんなか社会」の実現に向け、保育所・認定こども園等が担う役割への期待が寄せられています。就学前の子どもたちの健やかな育ちを保障する質の高い保育を行うことで、地域になくてはならない保育所・認定こども園等として地域の人びとの理解と支持につなげていくことが必要です。

そうしたなか、子どもにとって安全・安心な場であるべき保育所・認定こども園等において、通園バスによる死亡事故が発生し、また、不適切な保育や虐待が行われていたことは誠に遺憾であり、決してあってはならないものと深刻に受け止めています。

すべての保育所・認定こども園等において、子ども主体、子どもの権利擁護という保育の基本を再確認し、日々の保育をあらためて点検していただくようお願いします。

全国保育協議会では、今後とも保育所・認定こども園等が安全で質の高い保育を行うことができるよう、諸施策の拡充・強化に向けた取り組みを進めてまいります。

令和4年12月2日 全国保育協議会 会長 奥村 尚三

(注) 12月2日付「委員ニュース」で発信

全国保育士会会員の皆さまへ 保育所・認定こども園における虐待行為について

保育士・保育教諭等は、すべての子どもを豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられる存在として、厳しい状況下においても子どもの発達保障に尽力しています。

この度、保育所・認定こども園において、子どもへの虐待が行われていたことが複数件確認されました。どのような状況であっても虐待は許される行為ではなく、この度の事案は決して看過できるものではありません。

私たち保育士・保育教諭等は、「子どもの最善の利益」を守る責務を有する専門職であり、そのことに対して大きな誇りを持っています。そうであるからこそ、今一度、自らの倫理観、専門性、役割等を振り返る必要があります。

「全国保育士会倫理綱領」に立ち返り、「保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用するなど、一人ひとりの保育士・保育教諭が振り返るとともに、保育所・認定こども園内においても自園の保育を改めて確認しましょう。

このようなことが二度と起きないよう、「子どもの最善の利益」を守る保育の提供をお願いいたします。

令和4年12月2日 全国保育士会 会長 村松 幹子

日本保育協会 山内五百子 提出資料
(注) 12月2日付会員にメールで配信

令和4年12月2日

日本保育協会 会員各位

社会福祉法人日本保育協会
常務理事 川鍋慎一

不適切な保育の未然防止について

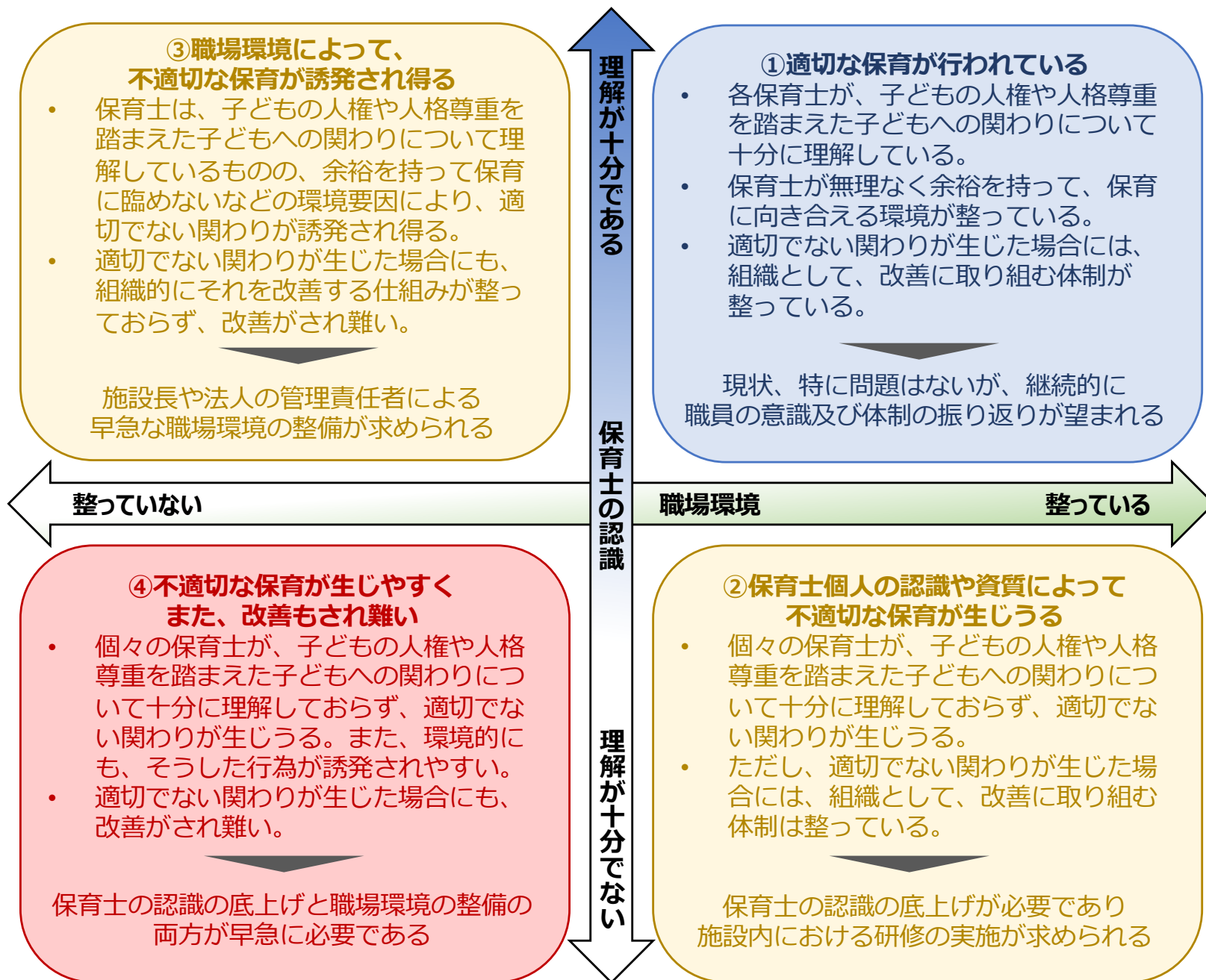
先日、保育園児への虐待と思われる不適切な保育の報道がありました。

このような行為はあってはならない事であり、会員各位におかれては、園児に対する日々の職員の態度、言葉かけなどの関わり方について、改めて点検して頂くよう、御配意願います。

なお、令和3年3月に「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」において、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(<https://cancerscan.jp/news/153/>)が作成されています。

手引きの最終頁(P56)には、「不適切な保育が生じる背景の整理(保育士の認識及び職場環境)」の一表がありますので、参考にしてください。

【不適切な保育が生じる背景の整理（保育士の認識及び職場環境）】



意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 戸巻 聖

令和5年度の概算要求にあたり様々な事項要求を含め、予算の確保へご尽力をいただきありがとうございます。連日、報道される痛ましい事故・事件に関して、なぜ起きてしまったのか、どのような背景があったのか(配置基準・働き方)等 原因究明された内容については各施設に情報共有をいただくとともに、子ども達を巡る環境としてのハード面はもとより、ソフト面である職員配置や職員資質に関しても十分に検討して行くべき時期に来ていると考えます。

つきましては、次の事項についてご検討いただけますよう、お願いいたします。

1、 市町村の財政力や子育て施策方針に左右されない、すべての子どもが皆平等に教育・保育を受け、国の補助メニューや施策の恩恵を受けられる体制の構築

国の補助メニューや施策等にて恩恵を受けることが出来るはずの子ども達が、地方自治体の財政状況や予算執行方針等により、平等に恩恵を受けることが出来ていない現状を鑑みていただきたい。

委託事業の観点から、自治体の負担を無しにすることは難しい事は理解しておりますが、恒常的な自治体の負担軽減へのご配慮をいただきたいと考えます。子ども達が安心安全な環境で生活し、質の高い十分な数の職員の中で生活するなどの恩恵を、日本のどこにいても同じように享受できるようにご検討をいただきたい。

2、 子ども・子育て支援新制度における「保育の質の向上及び処遇改善」の早期実現

0.3兆円メニューなどの保育の質の向上の中で、1歳児の職員配置基準の改善(6:1 5:1)、4・5歳児の職員配置基準の改善(30:1 25:1)を早期実現することで、人材の確保と質の担保に繋げてゆくべき時期に来ている事は、昨今の幼児教育と保育を巡る事件・事故などからも明確である。

職員配置基準については、現場で子ども達と向き合う保育教諭が強く望んでいるという肌感を大切にさせていただくとともに、迅速な対応の中で目標時期を明確にし、その目標に向かって準備や対応を進めていただきたい。

3、 建築費高騰に伴う施設整備補助金の対応について

2021年からの建築費高騰が顕著であり、施設整備補助額の算出根拠から著しい乖離が発生している状況です。

認定こども園等の施設整備に関しては、地域の待機児童や教育・保育の需要に対応するべく数年間の計画を通して実施するものであり、補助金を活用しての整備についてはこのような急劇な高騰に見舞われることは、想定されていません。

急激に高騰した建築費の対応策としては、法人としての持ち出し額のみが上昇することとなります。法人の安定的な経営を脅かす要因となりますので、厚生労働省の保育所等整備交付金、文部科学省の認定こども園施設整備交付金等について、早急に、現在の施設整備補助額の見直しや支援体制を検討し対応を進めていただきたいと思います。

なお、現在「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」内でご対応をいただいている「児童福祉施設等の整備費支援」については、令和5年度も継続してご対応いただけますようお願いを申し上げます。

一般財団法人 建築物価調査会 「建築費指数（2022年5月分）」より

2022年5月の建設物価建築費指数（東京2011年平均=100）の代表的な建物について、その動向をみると次のとおりである。



工事原価で見ると131.7（暫定）で前月比0.9%増（+1.1ポイント（以下、pとする））、前年同月比7.3%増（+9.0p）となっている。純工事費で見ると132.7（暫定）で前月比0.9%増（+1.2p）、前年同月比7.5%増（+9.2p）となっている。